

(2) 別表(1～4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

当町においては、大きな河川が存在しないため、洪水災害を想定していない。

(高潮)

当町の海岸は過去、台風や強い季節風による波浪によりたびたび災害を受けてきた。海岸保全施設の整備により、危険個所の改善が図られてきているが、未整備海岸や老朽化した施設が現在も存在している状態である。

(土砂災害)

当町は、領家帯に属し、広く花崗岩が分布する地域である。豪雨が発生すると風化を受けた花崗岩類の崩壊及び土砂流出が発生しやすくなり、土砂災害の危険性が高まる。町内においては、土砂災害警戒区域が196箇所、土砂災害(特別)警戒区域が171箇所に点在しており、豪雨及び大きな地震の際には甚大な被害が懸念されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に南海トラフ巨大地震が発生する確率は70～80%程度と予測されており、南海トラフ巨大地震の発生に伴う、津波と揺れによる建物倒壊等により、当町では147人の死者579人の負傷者、3,929棟の建物被害が想定されている。この他には、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震が想定されている。

(その他)

当町は、瀬戸内海特有の温暖で多照寡雨な気候であり、冬季にも積雪はほとんどない。普段からの降雨量が少ない気候と地形・地質の特性から、平成30年7月豪雨のような突発的な大雨には弱く、土砂災害を誘発する危険性が高い。この災害で、当町では幸いにも人的被害がなかったものの、家屋46件の被災をはじめ、道路に甚大な被害が発生し、総額293,000千円の損害を受けた。また、当町は海底送水管により広島県三原市からの分水による給水を行っていることから、分水地の上水施設が被災した際には、12日間の断水となった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・上島町地域防災計画の（本編）
https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/24032_90237_misc.pdf
- ・上島町防災マップ
（弓削地区）
https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/5878_11598_misc.pdf
（生名地区）
https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/5878_11600_misc.pdf
（岩城地区）
https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/5878_11599_misc.pdf
（魚島地区）
https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/5878_11602_misc.pdf

（２）商工業者の状況

- ・商工業者数 286 人
- ・小規模事業者数 240 人

【内訳：商工会調査】令和３年度経済センサスより

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
A B 農業，林業，漁業	4	3	町内広く分散しているが、島嶼部といった立地から、主に沿岸部や港等の海沿いに多い。
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	
D 建設業	44	42	
E 製造業	47	39	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
G 情報通信業	2	2	
H 運輸業，郵便業	14	14	
I 卸売業，小売業	72	58	
J 金融業，保険業	2	2	
K 不動産業，物品賃貸業	4	4	
L 学術研究，専門・技術サービス業	4	4	
M 宿泊業，飲食サービス業	29	25	
N 生活関連サービス業，娯楽業	23	22	
O 教育，学習支援業	12	10	
P 医療，福祉	13	5	
Q 複合サービス事業	6	6	
R サービス業（他に分類されないもの）	10	4	
合 計	286	240	

（３）これまでの取組

1) 上島町の取組

- ・「上島町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年１回）に実施している。
- ・防災マップの整備、防災士養成講座の援助等、防災啓発活動に努めている。
- ・防災備品として、町内に水、食料、毛布、発電機等を備蓄している。

2) 本会の取組

- ・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。

- ・防災備品として、会館に（スコップ・懐中電灯・水等）を備蓄している。
- ・上島町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

目標	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
スタートアップ型の簡易な事業者 B C P 策定	10	10	10	10
事業継続力強化計画認定	5	5	5	5
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	10	10	10	10

実績	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
スタートアップ型の簡易な事業者 B C P 策定	2	2	2	2
事業継続力強化計画認定	2	1	0	0
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	18	16	15	79

II 課題

管内事業者においては、事業計画等と比較して B C P の必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する必要がある。

緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

<定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害・感染症等リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートの構築や、感染症発生時の速やかな拡大防止策の実施措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長時間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

<定量的目標>

次のとおり、今後 5 年間の目標を設定する。

目標	現状	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①事業継続力強化セミナーの開催 (回)	0	1	1	1	1	1
①事業継続力強化計画の策定 (件)	5	5	5	5	5	5
②各種共済・保険制度への加入推進 (見直し、検討資料提供含む) (件)	10	10	10	10	10	10
④防災士講座への参加職員数 (人)	3	3	3	3	3	3

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と上島町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

＜1. 事前の対策＞

「上島町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用 等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、全国商工会連合会様式をもとに、令和3年に事業継続計画（上島町商工会危機管理マニュアル）を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・上島町事業継続力強化支援協議会〔仮称〕（構成員：本会、上島町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。訓練は最低年1回は実施する。

＜2. 災害・感染症等発生後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上島町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

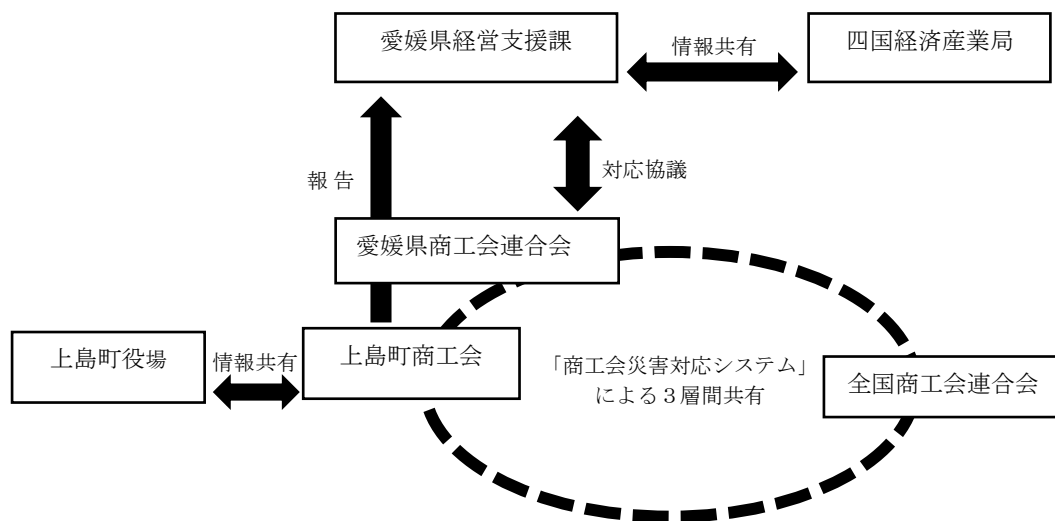
- ・当計画により、本会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町が取りまとめた「上島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当町より愛媛県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

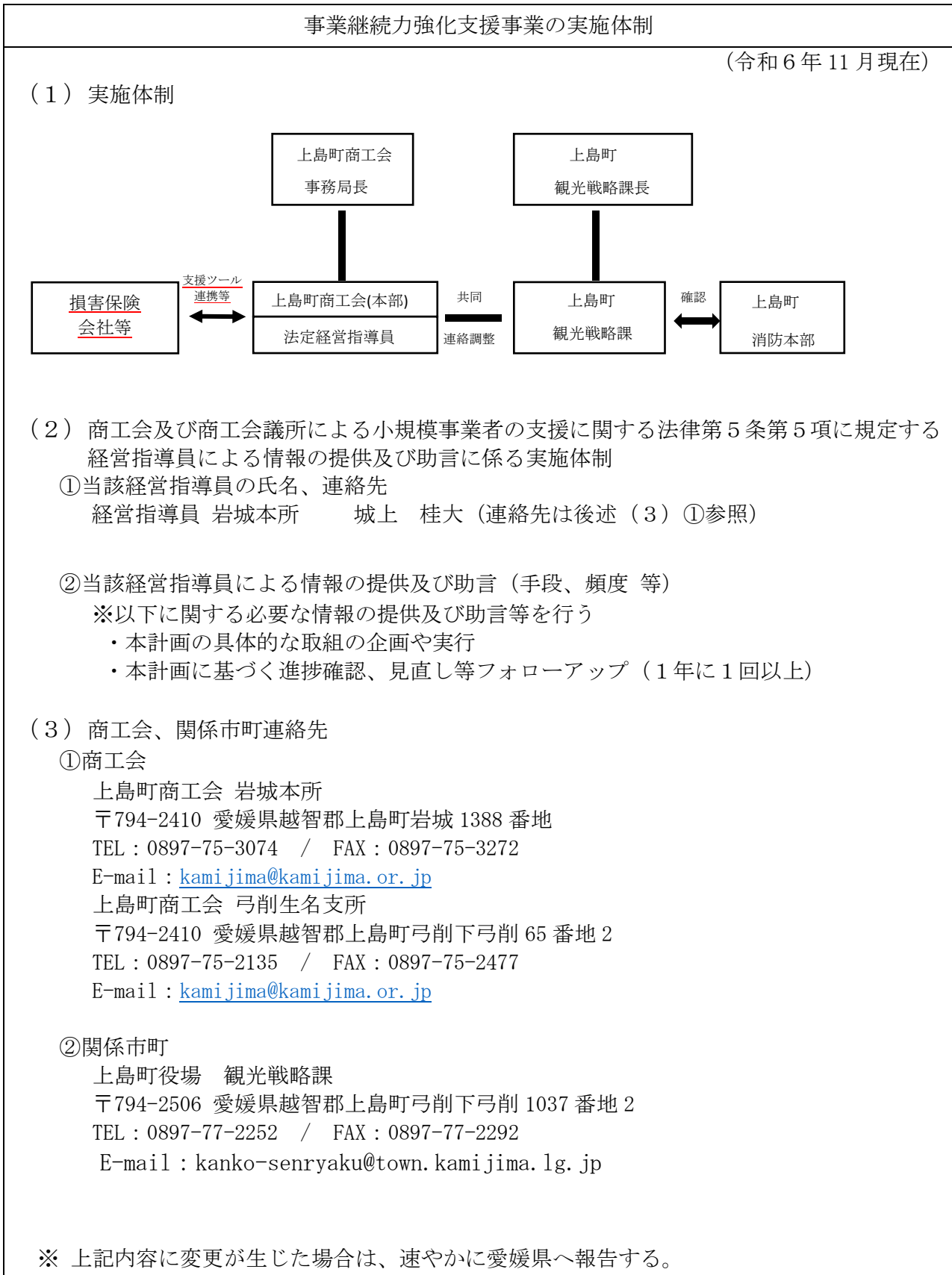
＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	2 5 0	2 5 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
・ 専門家派遣費	1 0 0	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
・ 協議会運営費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・ セミナー開催費	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
・ パンフ、チラシ作製費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上島町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。